



郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

(販売会社名)

(販売会社住所)

特定記録郵便

代表者様

--	--	--	--	--	--	--



郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

(クレジット会社名)

(クレジット会社住所)

特定記録郵便

御中

--	--	--	--	--	--	--

販売会社用

はがきはポストに
投函せずに
郵便局の窓口へ！

クレジット会社用

クーリング・オフ妨害

業者に「クーリング・オフできない」「違約金が発生する」などと言われたり、脅されてクーリング・オフができなかった場合、業者は新しい契約書を出さなければなりません。消費者は新しい契約書を受け取った日から所定の期間内であれば、クーリング・オフができます。

※クーリング・オフ期間が過ぎても

- うその説明をされた。
 - 訪問販売や電話勧誘販売で通常必要とされる以上の商品を販売された。
 - 必ず儲かると言われた。
 - 長時間勧誘され「帰りたい」と言ったのに帰らせてくれなかった。
- などの状況で契約した場合、契約の取り消しや解除ができる場合があります。

クーリング・オフについて不明な点は、消費生活センターにお問い合わせください。

契約解除通知書

◆契約年月日 年 月 日

◆商 品 名

◆契 約 金 額 円

◆販売会社名

住 所

担当者名

上記日付の契約は解除します。

年 月 日

(契約者)

住 所

氏 名

契約解除通知書

◆契約年月日 年 月 日

◆商 品 名

◆契 約 金 額 円

◆販売会社名

住 所

担当者名

上記日付の契約は解除します。

なお、支払い済みの 円を
返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)

住 所

氏 名

クレジット会社用

お金を支払っていない場合や
品物を受け取っていない場合は
該当部分に線を引いて消してく
ださい。

販売会社用

● はがきについての注意事項

- ① 記入済みのはがきは両面をコピーして、契約書面と一緒に保管しておく。
- ② 郵便局窓口で『特定記録郵便』または『簡易書留』で出す。
ポストに投函しない。(はがき代+加算料金)
- ③ クレジット契約をした場合は、クレジット会社にもはがきを出す。

● はがきを出した後は・・・

クーリング・オフ期間内であれば、はがきを出した時点でクーリング・オフは成立し、契約は
なかったことになります。

- 支払った代金は返金されます。
- 受け取った商品は引き取ってもらえます。(着払いで返送しましょう。)
- 引き取り費用や損害賠償請求に応じる必要はありません。